

令和 7 年第 1 回定例会議事日程（第 4 号）

令和 7 年 3 月 19 日（水）

午 前 10 時 00 分 開 議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 委員長報告
- 日程第 3 議案第 10 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 13 号 吉富町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 14 号 吉富町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 15 号 令和 6 年度吉富町一般会計補正予算（第 10 号）について
- 日程第 7 議案第 16 号 令和 6 年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 8 議案第 17 号 令和 6 年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 9 議案第 18 号 令和 6 年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 10 議案第 19 号 令和 6 年度吉富町水道事業会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 11 議案第 20 号 令和 7 年度吉富町一般会計予算について
- 日程第 12 議案第 21 号 令和 7 年度吉富町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 13 議案第 22 号 令和 7 年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 14 議案第 23 号 令和 7 年度吉富町奨学金特別会計予算について
- 日程第 15 議案第 24 号 令和 7 年度吉富町水道事業会計予算について
- 日程第 16 議案第 25 号 令和 7 年度吉富町下水道事業会計予算について
- 日程第 17 議案第 28 号 令和 7 年度吉富町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 18 選挙第 1 号 選挙管理委員の選挙について
- 日程第 19 選挙第 2 号 選挙管理委員補充員の選挙について
- 日程第 20 閉会中の継続審査の申し出について

令和7年第1回吉富町議会定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日 令和7年3月19日
招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
開 会 3月19日 10時00分

応 招 議 員	1 番 新保 祐介	6 番 横川 清一
	2 番 丸谷 宏一	7 番 是石 利彦
	3 番 角畑 正数	8 番 岸本加代子
	4 番 向野 倍吉	9 番 矢岡 匡
	5 番 太田 文則	10番 山本 定生

不 応 招 議 員 なし
出 席 議 員 応招議員に同じ
欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 花畑 明	子育て健康課長 梅林 正典
	副 町 長 和才 薫	上下水道課長 奥家 照彦
	教 育 長 若山誠一郎	地域振興課長 守口 元子
	未来まちづくり課長 別府 真二	教 務 課 長 石丸 順子
	総務財政課長 奥本 仁志	建 設 課 長 軍神 宏充
	住 民 課 長 南 博己	会 計 管 理 者 奥本 恭子
	税 務 課 長 岩井 保子	検査会計室長 高尾 広篤
	福祉保険課長 友田 哲也	吉富保育園長 吉富幼稚園長

本会議に職務のため出席した者の職氏名 事 務 局 長 中家 立雄
書 記 小原 弘光

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（山本 定生君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山本 定生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、太田議員、横川議員の2名を指名いたします。

日程第2. 委員長報告

○議長（山本 定生君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

日程第3、議案第10号から、日程第16、議案第25号までの14案件を一括議題といたします。

総務文教委員会、福祉産業建設委員会、予算決算委員会の各委員長から順次報告を求めます。

総務文教委員長、是石委員。

○総務文教常任委員長（是石 利彦君） おはようございます。総務文教常任委員会審査報告を行います。

議案第10号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号令和6年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について、議案第23号令和7年度吉富町奨学金特別会計予算について、去る3月4日付託されました上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第10号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、超過勤務の免除対象となる子の範囲の拡大と、介護離職防止のため、仕事と介護の両立支援制度を強化するため、いわゆる育児・介護休業法と次世代育成支援対策推進法の一部が改正され、令和7年4月1日から施行されることを踏まえ、法の趣旨に沿って制度改正を実施するため条例の一部を改正するものです。

意見は特になく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号令和6年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）については、最終見込みにより1,894万6,000円が減額されました。意見は特になく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第23号令和7年度吉富町奨学金特別会計予算については、対前年度で、金額で2万円の増額、率にして0.1%増の3,389万5,000円が計上されました。意見は特になく、採決

の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教委員会審査報告を終わります。

○議長（山本 定生君） 福祉産業建設委員長。

○福祉産業建設常任委員長（岸本加代子君） 福祉産業建設常任委員会審査報告を行います。

議案第13号吉富町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号吉富町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号令和6年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、議案第17号令和6年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第19号令和6年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）について、議案第21号令和7年度吉富町国民健康保険特別会計予算について、議案第22号令和7年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第24号令和7年度吉富町水道事業会計予算について、議案第25号令和7年度吉富町下水道事業会計予算について、去る3月4日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第13号吉富町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定については、近年の近隣における企業立地の状況等を踏まえ、奨励の対象となる事業所の条件緩和や奨励措置の拡充等により、企業立地を促進するため条例の一部を改正するものです。意見は特になく、採決の結果、原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第14号吉富町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、昨今の技術者の人員不足に対応するため、法令で定められた水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参酌基準が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。意見は特になく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第16号令和6年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については、最終見込みにより13万円が追加されました。意見は特になく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第17号令和6年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、最終見込みにより43万5,000円が追加されました。意見は特になく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号令和6年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）については、収益的収入から246万6,000円が減額され、収益的支出に242万4,000円が追加されました。意見は特になく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第21号令和7年度吉富町国民健康保険特別会計予算については、対前年度で、金額で

3,041万2,000円の減額、率にして4.0%減の7億3,355万3,000円が計上されました。

主に、一般被保険者療養給付費の大幅削減や、特定健診受診率向上対策の新規予算が見られ、意見では、「今、町が健康づくりに取り組み、県内でもトップクラスに高かった国保医療費が下がってきている。今後も、医療費を下げる努力を頑張してほしい」との発言があり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号令和7年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算については、対前年度で、金額で786万6,000円の増額、率にして5.9%増の1億4,122万2,000円が計上されました。意見は特になく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第24号令和7年度吉富町水道事業会計予算については、収益的収入1億5,177万円、支出1億5,100万2,000円、資本的収入1億9,313万7,000円、支出2億593万2,000円が計上されました。意見は特になく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第25号令和7年度吉富町下水道事業会計予算については、収益的収入2億8,181万8,000円、支出2億8,280万1,000円、資本的収入5億3,033万5,000円、支出6億3,542万1,000円が計上されました。意見は特になく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、福祉産業建設委員会審査報告を終わります。

○議長（山本 定生君） 予算決算委員長。

○予算決算常任委員長（横川 清一君） それでは、予算決算常任委員会審査報告を行います。

議案第15号令和6年度吉富町一般会計補正予算（第10号）について、議案第20号令和7年度吉富町一般会計予算について、去る3月4日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について御報告いたします。

議案第15号令和6年度吉富町一般会計補正予算（第10号）については、既定の歳入歳出予算から、それぞれ6,242万3,000円が減額されました。主に、最終見込みによる減額のほか、町営幸子団地住戸改善等改修事業ほか6事業が繰越しとなっています。

意見では、「中身の見える大変丁寧な補正予算だと思い、賛成します」「以前から地域おこし協力隊事業を大切だと思っており、配置の兆しが見えることに期待し、賛成します」との発言があり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第20号令和7年度吉富町一般会計予算については、対前年度で、金額で3億9,000万円の増額、率にして10.0%増の42億9,700万円が計上されました。

主な新規事業として、多世代交流複合施設基本設計策定事業費4,235万円、重層的支援体

制整備事業費 1,452 万 8,000 円、独居高齢者見守り D X 事業費 1,437 万 3,000 円、ため池実施設計策定事業費 1,682 万 3,000 円、漁港施設保全事業費 5,000 万円、狭あい道路整備事業費 4,107 万円、かわまちづくり事業費 3,285 万 8,000 円、町営住宅再編事業費 5,062 万 5,000 円、排水設備整備事業費 6,510 万 1,000 円、G I G A スクール構想第 2 期タブレット端末更新事業費 2,227 万 5,000 円等が計上されたほか、主な継続事業として、地域おこし協力隊事業費 1,503 万 1,000 円、まち・ひと・しごと創生事業費 1,812 万 4,000 円、交通政策事業費 1,605 万 8,000 円、環境衛生（し尿処理）事業費 3,582 万 3,000 円、公共施設脱炭素化事業費 1,667 万 8,000 円、農業振興事業・水産振興事業費 1,081 万 3,000 円、町道改良事業費 2,750 万円、給食費助成事業費 1,770 万 9,000 円等が計上されました。

意見では、「重層的支援体制整備事業費をはじめ、子ども医療費の完全無償化、高齢者見守り体制の充実など、社会弱者に目を向けた様々な新しい政策はとても評価しますが、自衛隊関連予算と学力テスト予算が計上されていること、自治体情報システム標準化に対する懸念があることから反対します」「排水ポンプの予算が組まれており、内水氾濫の心配を軽減できるものと期待します。また、生成 A I により職員のストレス解消になると思いますので賛成します」「基金の確実・安全な運用と、若者の定住化促進、高齢者の安心生活、安心して子育てできる環境の整備に期待して賛成します」「地域力創造アドバイザー派遣事業の成果と、約 43 億円規模の予算、新規事業に期待しています。また、国に準ずるところはおおむね共通感覚を得ており、賛成します」「A I を使った事業と地域おこし協力隊事業に期待し、賛成します」「町民の健康な暮らしに力を入れていただいていること、こどもまんなか宣言として子どもたちに力を入れていただいていることを評価し、賛成します」との発言があり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算決算委員会審査報告を終わります。

○議長（山本 定生君） 以上で、委員長報告を終わります。

日程第 3. 議案第 10 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第 3、議案第 10 号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。向野議員。

○議員（４番 向野 倍吉君） 議案第１０号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、条例の一部が改正されることにより、職員が子育て・介護の両立ができやすく、働きやすい職場の環境づくりになると期待しまして賛成といたします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第１０号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第１０号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第４．議案第１３号 吉富町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第４、議案第１３号吉富町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。丸谷議員。

○議員（２番 丸谷 宏一君） 議案第１３号吉富町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてですが、１２月に私が一般質問をさせていただいた企業立地の件を踏まえ、スピード感を持って御対応いただき、今後の町の発展に直結することだと考え、賛成といたします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号吉富町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5. 議案第14号 吉富町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第5、議案第14号吉富町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号吉富町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第6. 議案第15号 令和6年度吉富町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（山本 定生君） 日程第6、議案第15号令和6年度吉富町一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。向野議員。

○議員（４番 向野 倍吉君） 令和６年度一般会計補正予算（第１０号）についてです。

今回の補正予算は、年度末に不用となる予算を減額し、適正な財務を表面化させ、基金への積立てを増やしたことは評価します。しかし、土木費での減額が行われているのは計画の準備不足とも考えられますので、今後はしっかりと計画をして予算化していただくことをお願いして、賛成とします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第１５号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第１５号令和６年度吉富町一般会計補正予算（第１０号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第７．議案第１６号 令和６年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）について

○議長（山本 定生君） 日程第７、議案第１６号令和６年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号令和6年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第8. 議案第17号 令和6年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（山本 定生君） 日程第8、議案第17号令和6年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号令和6年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第9. 議案第18号 令和6年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について

○議長（山本 定生君） 日程第9、議案第18号令和6年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号令和6年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第10. 議案第19号 令和6年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）について

○議長（山本 定生君） 日程第10、議案第19号令和6年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号令和6年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第11. 議案第20号 令和7年度吉富町一般会計予算について

○議長（山本 定生君） 日程第11、議案第20号令和7年度吉富町一般会計予算についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（８番 岸本加代子君） 今回の当初予算には、重層的支援体制整備事業をはじめとして、弱者に対する新しい取組や施策が少なくなく、その点ではとても評価しております。

反対理由は３点です。

令和７年度国の予算案の最大の問題点は、軍事費だけが前年度比９．４％増の８．７兆円と突出していることです。その内容は、長距離ミサイルの配備など、憲法違反の敵基地攻撃能力体制を進めることにあります。

こうした中で、築城基地では指令部の基地化、戦闘機用分散パッド、電磁パルス攻撃対策と強化が進められてきましたが、令和７年度には新たな弾薬庫の実施設計が予定されております。平和憲法の下でこのような（ ）な役割を果たしている自衛隊への関連予算に反対です。

学力テストは、全国一斉になされる共通テストです。つまり比較を目的としています。子どもたちの理解度を把握するのに、ほかとの比較は必要ありません。むしろ比較・競争されることによって弊害が生まれます。さらに１枚のペーパーテストで学力を見極めることなどできるはずもなく、科学性がないことも付け加えておきます。

３点目は、自治体情報システムの標準化に関する予算です。

自治体情報システムの標準化を進めるに当たって、費用が国から交付される額よりも大きいことが質疑の中で分かりました。国は十分な額を負担するという明確な方針を示していません。標準化のメリットの一つに費用の削減が上げられていますが、根拠が明確ではありません。今後、移行費用だけでなく、ランニングコストの負担が増えるのではないかと危惧もあります。

また、現在は二重業務について標準化が求められていますが、今後もっと増えていったとき、自治体独自のサービスが守られ、進められるのか疑問です。そもそも標準化の必要性、妥当性について納得できません。

以上、３点の理由で反対いたします。

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。矢岡議員。

○議員（９番 矢岡 匡君） 議案第２０号令和７年度吉富町一般会計予算について、賛成討論を行います。

地域おこし協力隊の配置に兆しが見えます。その事業の推進を唱えてきたものとして、さらに期待しております。

そして、地域力創造アドバイザー派遣事業の成果と、数多の新規事業にも期待をしております。

また、国に準ずるところはおおむね共通感覚を得ているものと捉えて、賛成討論いたします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。向野議員。

○議員（４番 向野 倍吉君） 議案第２０号令和７年度一般会計予算について、賛成討論をします。

歳入で、利子及び配当で増額しており、先日の委員会答弁で、基金の運用が適切に行われていることが分かりました。今後も確実に安全に運用していただくことをお願いします。

歳出について、定住化促進、奨学金返還支援、新婚家庭支援事業は、若者の定住化に寄与していると思われます。

また、近年、老人の孤立化も社会問題となり、その解決に向けての緊急通報システム、独居高齢者見守り事業は、安心して生活できる取組と評価できます。

また、高校生までの医療費助成、放課後児童クラブの安全性の充実、こども家庭センターの充実、学校支援体制強化、校内ＬＡＮ改修、小学校熱中症対策事業は、安心・安全に子育てできる環境づくりだと思います。

しかし、毎年新規事業が予算として上がってきていますが、限られた職員で行うため、今後は業務の効率化を含め、住民サービスの向上に努めていただくことを申しつけて賛成とします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。丸谷議員。

○議員（２番 丸谷 宏一君） 議案第２０号令和７年度吉富町一般会計予算についてです。

今回、４２億９，０００万余りの大きな予算が組まれています。特に私が着目した予算で申し上げますと、総務費では、期待の高まる次世代交流複合施設の基本設計や、時代の先端の事務を活用した生成ＡＩの導入、民生費では、子どもや高齢者に焦点を当てた施策のさらなる拡充、消防費では、地域防災の観点から毎年懸念される水災に対して移動式排水ポンプの導入、年々変わる環境に対応した地域防災計画の改訂、教育費では、小学校使用のタブレットや夏の猛暑に対しての熱中症対策のさらなるバージョンアップなどなど、既に評価される施策をさらに進化させた項目も多くあり、この進化を止めないことを希望して賛成とさせていただきます。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。新保議員。

○議員（１番 新保 祐介君） すみません、携帯電話のほうにいろいろメモってきたので、これを見ながらしゃべることをお許してください。

○議長（山本 定生君） はい。

○議員（１番 新保 祐介君） 議案第２０号令和７年度吉富町一般会計予算について、討論させていただきます。

新規事業であります子ども医療完全無償化及び継続事業である子育て支援事業は、町の未来を担う子どもたちや、その保護者にとって非常に魅力的な政策であると考えます。

また、これも新規ですが、英語体験活動支援事業においては、子どもたちがグローバル化に進む時代に対応する力を養うとともに、日本のよさを再認識できる機会になると期待をしております。

こういった、こどもまんなか宣言掲げる吉富町において、これらの事業を含めた各種政策は、町の税金が有効に活用されているよい例だと思い、評価しています。賛成とさせていただきます。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第２０号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 定生君） 結構です。起立多数であります。よって、議案第２０号令和７年度吉富町一般会計予算については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第１２．議案第２１号 令和７年度吉富町国民健康保険特別会計予算について

○議長（山本 定生君） 日程第１２、議案第２１号令和７年度吉富町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（８番 岸本加代子君） 住民の健康を守るための様々な努力が形になり始めたことが、質疑の中で報告されました。すばらしいことだと思っております。

また、子どもたちの均等割の独自減免をなされており、評価できます。

反対の理由は、国の政策に対してです。住民の担税能力を超えた国保税を下げるために、国は

負担を増やすべきです。

また、さらに協会けんぽ並みの税額にするために、協会けんぽで事業主負担に当たる部分を国が負担するべきです。

また、支援金を支出し、国保税の実質的減税をしている自治体も出てきているという報道を聞きました。本町でもぜひ検討していただきたいと思います。

以上で、反対の討論を終わります。

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。向野議員。

○議員（４番 向野 倍吉君） 令和７年度吉富町国民健康保険特別会計予算について、賛成討論をします。

今回の予算は昨年より減額になっており、被保険者の減少もありますが、今までの職員の医療費削減に向けての取組を大変評価します。今後も様々な取組を行い、町民の皆様が予防医学・医療の理解を深めることを期待しまして、賛成とします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。矢岡議員。

○議員（９番 矢岡 匡君） 議案第２１号令和７年度吉富町国民健康保険特別会計予算について、賛成討論を行います。

持続可能な健康保険制度に向けて、今後整えていくということで期待をしております。

また、国に準ずるところはおおむね共通感覚を得ていると捉えております。

以上、賛成討論といたします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第２１号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 定生君） 結構です。起立多数であります。よって、議案第２１号令和７年度吉富町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 1 3、議案第 2 2 号 令和 7 年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（山本 定生君） 日程第 1 3、議案第 2 2 号令和 7 年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8 番 岸本加代子君） 窓口負担がいわゆる引き上げられた方への配慮措置が令和 7 年 9 月で終了します。収入が増えてもいないのに、窓口負担が 2 倍になる、こんな理不尽なことはありません。年齢で区別し、高齢者に高い保険料と窓口負担を押しつける本制度自体に反対です。よって、反対いたします。

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。矢岡議員。

○議員（9 番 矢岡 匡君） 議案第 2 2 号令和 7 年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成討論を行います。

国に準ずるところは、おおむね共通感覚を得ているものと捉え、賛成討論といたします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第 2 2 号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 定生君） 結構です。起立多数であります。よって、議案第 2 2 号令和 7 年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 1 4、議案第 2 3 号 令和 7 年度吉富町奨学金特別会計予算について

○議長（山本 定生君） 日程第 1 4、議案第 2 3 号令和 7 年度吉富町奨学金特別会計予算についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。向野議員。

○議員（４番 向野 倍吉君） 議案第２３号令和７年度吉富町奨学金特別会計予算について、貸付金額の増額、返済期間の延長と、利用者に寄り添った運営が行われていると評価します。

しかし、現在、高校の授業料無償化や社会情勢の変化に対応し、運営してもらうことをお願いして賛成とします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第２３号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第２３号令和７年度吉富町奨学金特別会計予算については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第１５．議案第２４号 令和７年度吉富町水道事業会計予算について

○議長（山本 定生君） 日程第１５、議案第２４号令和７年度吉富町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（８番 岸本加代子君） 消費税は、現代社会の生み出した累進課税という原則に反した税の制度です。生命の維持に必要な水に、このような税負担を押し付けるべきではありません。反対いたします。

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。向野議員。

○議員（４番 向野 倍吉君） 令和７年度吉富町水道事業会計予算について賛成します。

水道事業は町民の生活に直結する大切な事業です。下水道工事に伴い水道管の布設替えも同時に行うことや、職員の日々の点検業務が行われたことにより、有収率は令和4年、98.3%、令和5年、97.0%と高い数字を保っています。今後も業務をしっかりとさせていただくことを期待して、賛成討論とします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 議案第24号令和7年度吉富町水道事業会計予算について賛成討論をします。

すみません、また携帯のメモを読まさせていただきます。

今回の水道の会計予算ですが、全般おおむね大きな問題はなく、私は賛成をしておるんですけども、今後の水を扱うライフラインの場所であるので、プロフェッショナルな人材を徐々に増やしていくというようなことで、人数を少しでも増やして、水道課のほうの負担もちょっと減らしていくことも考える、そういったことも含んで、今後のことを考えて賛成いたします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 水道に係る消費税について、国に準ずるところは大方の共通感覚を得ているものと捉えております。

以上、賛成討論といたします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第24号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 定生君） 結構です。起立多数であります。よって、議案第24号令和7年度吉富町水道事業会計予算については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 16、議案第 25 号 令和 7 年度吉富町下水道事業会計予算について

○議長（山本 定生君） 日程第 16、議案第 25 号令和 7 年度吉富町下水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。横川議員。

○議員（6 番 横川 清一君） 令和 7 年度吉富町下水道事業会計予算について、賛成討論をいたします。本年度……。

○議長（山本 定生君） 横川議員、マスクを外してください。

○議員（6 番 横川 清一君） ごめんなさい、失礼しました。本年度の面整備、管渠築造工事、予算として 3 億 4,155 万、距離として 2,277 メートル、また、詳細設計業務計画として、予算として 7,341 万 7,000 円、距離として 2,921 メートルとなっています。最終ゴール、おぼろげですが見えてきております。

また、工事は（ ）の狹隘道路が多くありますので、安全に確実に進めていただけると期待して賛成討論といたします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。向野議員。

○議員（4 番 向野 倍吉君） 令和 7 年度下水道事業会計予算、賛成討論を行います。

下水道も延長し、接続戸数も順調に伸びていることは大変評価します。

しかし、近年の資材高騰により工事費が上がって、今後、財政が圧迫する危険性もありますので、効率よく工事を進めてもらうことをお願いして賛成とします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。矢岡議員。

○議員（9 番 矢岡 匡君） 議案第 25 号令和 7 年度吉富町下水道事業会計予算について賛成討論を行います。

界木区の佐井川を渡していくという設計業務委託事業が出ております。

この事業に費用対効果でいけるという見解が出たんだろうと思います。その辺、確実に費用対

効果を出していくことが大事だろうと思います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第25号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号令和7年度吉富町下水道事業会計予算については、原案のとおり可決することにしました。

日程第17. 議案第28号 令和7年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（山本 定生君） 次に、本日追加提案がございました日程第17、議案第28号令和7年度吉富町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（花畑 明君） 本日、予算案件1件について追加提案をし、御審議をお願いするものでございます。

提案理由について御説明を申し上げます。

議案第28号は、令和7年度吉富町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

規定の歳入歳出予算にそれぞれ119万5,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を42億9,819万5,000円とするものでございます。

職員へのハラスメント事案に関する第三者調査委員会の調査報告を受け、職場環境の改善策について、専門的知見を有する第三者や職員組合等の意見を聞くための委員会を設置する費用と昨年度途中から委託をしております町の顧問弁護士に関する費用を追加で予算措置するため、補正予算を提案させていただくものであります。

以上、提出議案について、行政運営上、大変重要なものでございます。

慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。ページを追っての質疑を行います。

補正予算書を御準備ください。よろしいですか。

補正予算書1ページ。歳入2ページ。歳出3ページ。

次に、事項別明細書、総括、歳入4ページ。5ページ、歳出。

次に、歳入6ページ。歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、歳出7ページ。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 2款1項総務管理費1目一般管理費で、顧問弁護士費用は分かりました。あと弁護士謝金と費用弁償の中に、先日、本議会冒頭で、議長が意見、要望として語っております。

そこで、本委員会の内容について質問いたします。

表面化していない職員の不安や悩み、全体的なハラスメントについては、どのように解決しますか。

また、実態把握から原因究明は、どのように進めていきますか。

3点目、課題解決、再発防止、評価点検などは、どのように進めますか。

4点目、確実性、実効性のある改善にするためには、どのように進めますか。

以上、議会の冒頭で、議長が言われました、この4点なんですけれども、その辺は今後、どのように進めるかお答えください。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 今回、この補正予算に計上した委員会に関連した御質問という理解でお答えしたいと思いますけれども、まずは、実態の把握、原因究明というところについてでありますけれども、これにつきましては、委員会の全員協議会の中でも御説明を申し上げましたとおり、今回の委員会は、第三者調査委員会の報告を受けまして、今後の職場環境の改善のために設置をするものでございます。

したがいまして、この委員会は、調査報告書において、具体的に御指摘を頂いた事項について検討を行う場ということでありまして、御質問のような実態把握や原因を究明することが目的というわけではないということを御理解をいただければと思っております。

ただ、実態把握につきましては、職員労働組合の代表者も委員会に入りますので、改善策を検討していく中で、職場の現状については、御意見を頂けるものというふうに考えております。

それから、潜在的なハラスメントであるといった悩みということでもありますけれども、こういったことにつきましては、まさに、この今回の改善委員会の中で、そうした職員の思いをしっかりと汲み上げるための体制といったものについても御意見を頂きまして、私たちがなかなか今、

気づいていないことであったり、思いつかないようなアイデア、そういったものをその委員会の中で出していただいて改善策を講じるということで、風通しのいい職場をつくっていただければいいというふうに考えております。

それから、再発防止についてでありますけれども、この今回の職場環境の改善委員会において、第三者委員会の調査報告書で御指摘を頂いた問題点について、一つ一つ、委員の皆様にご意見を頂きながら、改善策を検討していきたいというふうに考えております。

この御意見を基にした改善策をしっかりと講じていくことで、現状における課題の解決であったりとか、再発の防止に努めていければと思っております。

それから、評価、点検的なものもありますけれども、この辺についても今後、また定期的に改善策がきちんと機能しているのかどうかについては、検証していきたいというふうには考えております。

それから、確実性、実効性ということですが、これを一般的には、人事の部署が職員の意見を踏まえて行うというのが、職場環境の改善というところなんですけれども、これをあえて専門的な知見を有する第三者の意見を聞いて、客観的に行っていくということ、このこと自体がかなり実効性が担保できるものになるのではないかとこのように考えております。

また、決定した改善策につきましては、公表ももちろんしていきたいというふうに考えております。

職場の外部の方々も改善内容を点検していただくことが可能になるのではないかとこのように考えておりますので、先ほど申し上げました検証の部分、評価、点検の部分につきましても定期的に実施をして、職員の意見を頂きながら、職場環境の改善、これを継続的に実施をすることで、実効性のある改善をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 頂いた職場環境改善委員会の設置について（案）というのがありましたけれども、町の実情をある程度理解している有識者というのがあります。この町の実情とは何かというところなんです。

一般質問でも申し上げたんですが、町長記者会見の際に、山本弁護士と一人の記者の間で論争がありました。

記者の主張は、事実を明らかにしないで改善はない。事実を明らかにするのが先ではないかというものでした。

町の実情を理解していただくために、この委員会の前段としてパワハラの内容の全容解明が必要で、そのための第三者調査委員会の設置が出されるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） そういった御意見があるということも理解はできるというふうには考えております。

ただ、職場環境の改善委員会につきましては、ハラスメントの根絶に向けた取組、それからハラスメントが発生した際の相談等の対応、といったものに関する体制の整備などについて御意見を頂いて改善を進めていくこととしております。

過去にどのようなことが発生したのかしていないのかということに関わらず、あらゆるハラスメントを根絶することに、この委員会において取り組んでまいりますので、過去の調査の有無ということが、私どもとしては、さほどこれは問題にならないものというふうには考えておりますし、また、過去の調査に時間と労力をかけるよりも、この職場環境の改善というものを一刻も早く行って、体制を整えていくということが、結果として職員のためになるものというふう考えているところでございます。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8 番 岸本加代子君） 私の想像なんですけど、この委員会というのは、こういった専門家の方たちの意見を聞くということになりますよね。

ただ、一人一人に意見を聞くのではなくて、一同に介した中で聞かれるのではないかなと思うんですね。

そうしますとね、そうであるならば、町の実情への理解度は、あまりにもかけ離れていては意味がないと思うんですね。情報の共有が必要だと思うんですけども、そのときに客観的な情報ですね、それは、どのようなものを提出されるのかというのが1点。

併せて、その1つに、第三者調査委員会の報告書は当然あると思うんですね。

この専門家というか、今度選ばれる委員の方たちの中から、パワハラ的全容改善を求める声が上がったときは、どのように対処されますでしょうか。

調査をちゃんとしてくれというような声が上がったときは、どう対処されるでしょうか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 客観的な情報というところでありますけれども、先ほど議員がおっしゃったとおり、いわゆる第三者調査委員会の調査報告書は当然、資料として提出させていただくところだと考えています。

それから、これまで様々な職場環境の改善に向けた取組であったりとか、これまでにどういうことをやってきたのか、それから、今現在、どういう体制にあるのかというような客観的な情報については、一通りの提供させていただきたいというふうには考えております。

今、先ほど第三者委員会、もしそういった委員会の中で、そういった御意見があった場合はという御質問についてですが、これについては仮定の話になりますので、その段階での判断になら

うかというふうに思っております。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） あのう、職場環境改善委員会メンバーの件なんですけども、この中で、住民代表というのがありますけどね、これ例えば、人権擁護委員だったり、例えば自治会長だったり、あとは民生委員だったりとか、無作為で選ぶのか、そのようなことを教えていただけないでしょうか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 今のところ、これは案としますと、住民の代表という意味でいえば、自治会長さんの代表の方辺りが一番一般的なのかなあというふうに思っておりますが、今、議員さんがおっしゃっていただいた、例えば人権擁護委員さんだったりとか、民生委員さん辺りも十分考慮に入るものではないかと思しますので、そういったことも、ぜひまた議員の皆さんの意見を頂ければというふうに思いますけれども、人選については、そういった形で幅広く、どういったところから意見を出していただければ最も適切かということを考えながら、ぜひ判断していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） ぜひそのようにやっていただきたいと思います。

もう1点、職員の労働組合というような中で、委員長、副委員長、書記長ですか、多分その3役がいらっしゃると思うんですけども、その中で、その参加メンバーとして、このメンバーの中に入るとするのであれば、委員長のみなのか、例えば、二人体制でいくのか、そこのところを教えてください。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） こちらにつきましては、職員労働組合との協議になろうかとは思いますが。

基本的には1名、基本的には、代表である委員長が参加するのが一般的だろうというふうに思いますが、職員の労働組合が（ ）、やはり1名だけでなく、ぜひ書記長辺りも入らせていただきたいという声があれば、それは検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本 定生君） 角畑議員。

○議員（3番 角畑 正数君） 委員会のメンバーは、それぞれ何人ぐらいつける予定ですか、教えてください。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 事前の説明の資料にもおつけしておりますが、今、考えており

ますのは、その弁護士さん、それから精神科医、臨床心理士さん、それから職員労働組合の代表、それから住民の代表ということで、この中で、弁護士さん、それぞれの専門的な知識を有する方は、それぞれ1名ずつと考えております。

それから労働組合と住民代表につきましては、先ほどの意見もありましたので、そういったことも踏まえながら、適切な人員を考えていきたいと思っています。

○議長（山本 定生君） 角畑議員、質問は、まず質問内容を言ってください。どこ、何を質問をするのかを言ってから質問してください。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 同じところですか。3回目なので3つ。

1つは、委員会の議事録というのは公開されるのでしょうか、あとで、必要な公開条例が見れるのかどうか、もしくは傍聴できるかどうか。

それが1点と、それから、精神科医というのがあるんですけど、この報告書の中でもね、産業医の設置と言うんですかね、日常的な介入が必要だというのが報告書の中にもあったかと思うんですけど、この精神科医の方は、産業医の要件を満たした方なんのでしょうか。じゃあ、それだけお願いします。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 委員会の議事録につきましては、個人に関わるプライバシーに関する情報の部分は、情報公開条例に基づくものだと思いますけれども、基本的には公開されるものだろうというふうに考えております。

傍聴につきましては、すいません、そこまでの検討はまだできておりませんので、そこは検討させていただきます。

それから、精神科医の中の方について、産業医の資格を有する方にされるかどうかということなんですが、可能であれば、私どもとしても産業医の資格を有した精神科医をぜひとも選びたいというふうに考えております。

○議長（山本 定生君） ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳出全般について御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この委員会の、すいません、7ページの先ほどから問題になっている、議題になっています弁護士等謝金と費用弁償についてです。

委員会のイメージというのが、ちょっと分かりかねているんですけども、例えば、何とか計画書とかつくりますよね、障害者の何とか計画書とか、高齢者のとか。ああいうときは、一つの素案みたいなものが出されていて、それに対して意見を言うというやり方なんですけど、今回はどうなんですか。

やはり、そのように事務局のほうで意見の素案を出されて、それに対してやり取りをしていくという形なんでしょうか。それとも、全く白紙の状態で意見を出していただくということなんでしょうか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 先ほど申し上げましたが、こちらから提供する情報というのは、今現状であったりとか、第三者委員会報告書であったりとかいった客観的な情報だと思っております。

通常の委員会とは、私としては逆と思っております。先ほど、議員さんがおっしゃったように、白紙というところで、意見をいろいろ頂いて、その結果をまとめるのが事務局側というような感覚で、（ ）を進めていければと考えております。

○議長（山本 定生君） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この補正予算の中に含まれています職場環境改善委員会の設置については、とても期待しております。

中身は、とても身のあるものになるためにも全容を解明する、まずそれが前段だと思います。

ですから、パワハラ全容解明のための第三者調査委員会の設置をするべきだという意見を添えて賛成といたします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。向野議員。

○議員（４番 向野 倍吉君） 一般会計補正予算（第１号）。今回の予算では、職場環境改善委員会の設置が盛り込まれています。第三者委員会の報告書での指摘を十分に反映された委員会にすることが求められていますので、しっかりと議論を行い、働きやすい職場になることで、住民サービスの向上につながることを期待して賛成とします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。丸谷議員。

○議員（２番 丸谷 宏一君） 令和７年度一般会計補正予算（第１号）についてです。

今回の職場環境改善委員会の設置では、先の第三者委員会の指摘はもちろん、さらに一步先に進んだ内容を御検討いただき、職員が生き生きと働ける環境の中より一層、住民サービスの向上につながるよう期待して賛成とさせていただきます。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第２８号令和７年度吉富町一般会計補正予算（第１号）については、原案とおり可決することに決しました。

以上で、執行部より付議された議案は全て議了いたしました。

ここで、町長から議員の皆さんに御挨拶があります。町長。

○町長（花畑 明君） 今回の３月定例議会は、２月２７日から本日３月１９日までの２１日間、長期にわたっての慎重な御審議、大変にお疲れさまでございました。

本日の追加提案を含め、執行部が御提案いたしました全ての議案に対しまして、提案どおり御議決いただき、誠にありがとうございます。

本日、御議決いただきました令和７年度当初予算は、提案理由でも申し上げましたとおり、町民の幸せ、皆様の幸せを一番に考えた多くの新規事業に取り組む予算としております。

一人一人の顔が見える小さなまちのよさを生かし、誰も取り残すことのない、きめ細かく、丁寧な行政サービスを提供し、このまちに住んでよかったと実感していただけるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

また、本日の追加提案においては、職員へのハラスメント事案に関する第三者委員会の調査報告を受けた職場環境改善のための委員会設置の補正予算を御議決いただきました。

一般質問においても、大変に厳しい御指摘を頂きましたが、一つ一つの御意見を真摯に受け止め、これらの言動について反省するところはしっかりと反省をし、職員との接し方、また親しさを込めた自身の振る舞いを抜本的に改めてまいり、一日も早く疑念、そして猜疑心を払拭できるよう、精進してまいる覚悟でございます。

その上で、職場環境改善委員会の御意見を踏まえ、職員が伸び伸びと、今まで以上に持てる力を存分に発揮できる職場環境を（ ）することで、町民の皆様の御期待に添える行政運営を実現したいと考えております。

どうか議員の皆様には、今後の私どもの取組を見て、その是非を判断いただければと思っております。

私自身も、そして組織としても、一から直すつもりで、大切な町の財産である職員の一人一人の思いにもしっかりと寄り添い、共に手を取り合って、町民の皆様の幸せを一番に考えたまちづくりを一步ずつ前に進めてまいります。

議員の皆様におかれましては、今後も職員の頑張りを見守っていただき、時に厳しく、そして時に温かい御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、議会最終日に当たっての御礼の御挨拶に代えさせていただきます。

これからも共に町民の幸せが一番のまちづくりに向かって、力を合わせ、頑張ってみましょう。本日はどうもありがとうございました。

○議長（山本 定生君） 執行部は退席されて結構です。

年度末の中、長期間お疲れさまでした。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時13分再開

○議長（山本 定生君） 再開いたします。

日程第18．選挙第1号 選挙管理委員の選挙について

○議長（山本 定生君） 日程第18、選挙第1号選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選に決しました。
お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、選挙管理委員に、中尾ケサミ氏、宮崎直美氏、米田幸氏、佐東伊津子氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。地方自治法第118条第3項の規定により、ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました。中尾ケサミ氏、宮崎直美氏、米田幸氏、佐東伊津子氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

日程第19．選挙第2号 選挙管理委員補充員の選挙について

○議長（山本 定生君） 日程第19、選挙第2号選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選に決しました。
お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、選挙管理委員補充員に、第1位順位、太田弘毅氏、第2位順位、江河厚志氏、第3位順位、今井純子氏、第4位順位を戸成敦子氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。地方自治法第118条第3項の規定により、ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました第1位順位、太田弘毅氏、第2位順位、江河厚志氏、第3位順位、今井純子氏、第4位順位、戸成敦子氏、以上

の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第20. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（山本 定生君） 日程第20、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定により、総務文教委員会、福祉産業建設委員会、予算決算委員会、広報特別委員会の各委員長から、お手元に配付しております申出のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査することに決定いたしました。

○議長（山本 定生君） 以上で、今期定例会に付議された議案は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和7年第1回吉富町議会定例会を閉会いたします。長期間お疲れさまでした。

午前11時17分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 3月19日

議 長

署名議員

署名議員